

騒音・振動に関する届出について

工場・事業場の場合

- 工場や事業場に、著しい騒音・振動を発生する施設（P 1）を設置する場合、届出が必要です。
- 工場や事業場を設置する地域によって、届出先が異なります。（P 3）
- 騒音・振動の規制基準（P 4）を守らなければなりません。

建設作業の場合

- 著しい騒音・振動を発生する建設作業（P 2）を行う場合、届出が必要です。
- 建設作業を行う地域によって、届出先が異なります。（P 3）
- 騒音・振動の規制基準（P 4）を守らなければなりません。

1. 「特定施設」の設置届出

○がついている施設を設置するには、設置の工事の30日前までに届出が必要となります。
(P3へ進む)

施設名		騒音	振動	備考
金属加工機械	圧延機械	○22.5kW以上		原動機の定格出力の合計
	製管機械	○		
	ベンディングマシン	○3.75kW以上		ロール式に限る
	液圧プレス	○	○	矯正プレスを除く
	機械プレス	○294kN以上	○	予備加圧能力
	せん断機	○3.75kW以上	○1kW以上	
	鍛造機	○	○	
	ワイヤーフォーミングマシン	○	○37.5kW以上	
	ブラスト	○		タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	○		
	切断機	○		といしを用いるものに限る
圧縮機			○7.5kW以上	冷凍機に用いるもの及び一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
空気圧縮機		○7.5kW以上	○7.5kW以上	一定の限度を超える大きさの騒音・振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
送風機		○7.5kW以上		
土石用又は鋳物用	破碎機	○7.5kW以上	○7.5kW以上	
	摩砕機	○7.5kW以上	○7.5kW以上	
	ふるい	○7.5kW以上	○7.5kW以上	
	分級機	○7.5kW以上	○7.5kW以上	
織機		○	○	原動機を用いるものに限る
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	○0.45m ³ 以上		混練容量 気ほうコンクリートプラントを除く
	アスファルトプラント	○200kg以上		混練重量
	コンクリートブロックマシン		○2.95kW以上	原動機の定格出力の合計
	コンクリート管製造機械		○10kW以上	原動機の定格出力の合計
	コンクリート柱製造機械		○10kW以上	原動機の定格出力の合計
穀物用製粉機		○7.5kW以上		ロール式に限る
木材加工機械	ドラムバーカー	○	○	
	チップパー	○2.25kW以上	○2.2kW以上	
	碎木機	○		
	帯のご盤	○		製材用15kW以上、木工用2.25kW以上
	丸のご盤	○		製材用15kW以上、木工用2.25kW以上
	かなな盤	○2.25kW以上		
抄紙機		○		
印刷機械		○	○2.2kW以上	原動機を用いるものに限る
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			○30kW以上	カレンダーロール機以外
合成樹脂用射出成形機		○	○	
鋳造型機		○	○	ジョルト式に限る

2. 「特定建設作業」の届出

○がついている作業を行うには、当該作業の7日前までに届出が必要となります。

(P3へ進む)

作業名	騒音	振動	備考
くい打機を使用する作業	○	○	騒音:もんけんを除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。 振動:もんけん及び圧入式くい打機を除く。
くい打機等 くい抜機を使用する作業	○	○	振動:油圧式くい抜機を除く。
くい打くい抜機を使用する作業	○	○	騒音:圧入式くい打くい抜機を除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。 振動:圧入式くい打くい抜機を除く。
びょう打機を使用する作業	○		
さく岩機を使用する作業	○		作業地点が連続的に移動する作業にあっては、 1日における当該作業に係る2地点間の 最大距離が50mを超えない作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業	○		電動機以外の原動機を用いるものであって、 その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
コンクリートプラントを設けて行う作業	○		混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。 モルタルを製造するための作業を除く。
アスファルトプラントを設けて行う作業	○		混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
バックホウを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの として環境大臣が指定するものを除き、原動機の 定格出力が80kW以上のものに限る。
トラクターショベルを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの として環境大臣が指定するものを除き、原動機の 定格出力が70kW以上のものに限る。
ブルドーザーを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの として環境大臣が指定するものを除き、原動機の 定格出力が40kW以上のものに限る。
鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業		○	
舗装版破碎機を使用する作業		○	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日 における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m を超えない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業		○	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する 作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点 間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

3. 届出先

設置・作業される場所により届出先が異なります。

地域区分	届出の届出先・時期・根拠
奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町	届出先 各市町村 環境担当課 時期 施設については、設置の工事の30日以上前 建設作業については、作業の7日以上前 根拠 騒音規制法第3条、第6条、第14条 奈良県告示第514号 振動規制法第3条、第6条、第14条 奈良県告示第510号
曽爾村 御杖村 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村	届出先 奈良県景観・環境総合センター（桜井市） 時期 施設については、設置の工事の30日以上前 建設作業については、作業の7日以上前 根拠 奈良県生活環境保全条例第2条 奈良県生活環境保全条例施行規則第8条、第9条

※特定施設の数の変更、氏名等の変更及び承継を行った場合は、届出が必要です。

※詳しくは、各届出先へお問い合わせ下さい（P 5）。

4. 規制基準について

特定施設・特定建設作業については、以下の規制基準を守らなければなりません。

(1)特定施設設置工場・事業場からの騒音

区域の区分	時間の区分	昼間 (8～18)	朝・夕 (6～8/18～22)	夜間 (22～翌日6)
①第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、田園住居地域及び風致地区（③に該当する区域を除く。）並びに歴史的風土保存区域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
②第1、2種住居地域、準住居地域（これらの地域のうち①に該当する区域を除く。）及びその他の区域		60デシベル	50デシベル	45デシベル
③近隣商業地域、商業地域及び準工業地域		65デシベル	60デシベル	50デシベル
④工業地域及び工業専用地域		70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考：学校、幼稚園、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園（①の区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は上表の規制基準の値から5デシベルを引いた値とする。

(2)特定施設設置工場・事業場からの振動

区域の区分	時間の区分	昼間 (8～19)	夜間 (19～翌日8)
①第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びその他の地域		60デシベル	55デシベル
②近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域		65デシベル	60デシベル

備考：学校、幼稚園、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、上表の規制基準の値から5デシベルを引いた値とする。

(3)特定建設作業からの騒音・振動

	騒音関係	振動関係
基準値	85デシベル	75デシベル
作業時間帯	1号区域：19時～翌日7時を除く時間帯 2号区域：22時～翌日6時を除く時間帯	
作業時間	1号区域：1日10時間以内 2号区域：1日14時間以内	
作業日数	連続6日間以内	
作業日	日曜日及びその他の休日を除く日	

備考：1号区域とは、2号区域以外の区域をいう。

2号区域とは、工業地域及び工業専用地域（学校、幼稚園、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く。）をいう。

5. 問い合わせ先

詳しくは、下記の市町村の環境担当課又は景観・環境総合センターへお問い合わせ下さい。

市町村名	担当課	電話番号
奈良市	保健所 保健・環境検査課	0742-93-8477
大和高田市	市民衛生課	0745-22-1101
大和郡山市	環境政策課	0743-53-1151
天理市	環境政策課	0743-63-1001
橿原市	環境政策課	0744-47-3511
桜井市	環境総務課	0744-45-2001
五條市	環境政策課	0747-22-4001
御所市	環境政策課	0745-66-1087
生駒市	環境保全課	0743-74-1111
香芝市	環境政策課	0745-44-3306
葛城市	環境課	0745-44-5004
宇陀市	環境対策課	0745-82-2202
山添村	環境衛生課	0743-85-0047
平群町	住民生活課	0745-45-1439

市町村名	担当課	電話番号
三郷町	住環境政策課	0745-43-7342
斑鳩町	環境対策課	0745-74-1001
安堵町	住民課	0743-57-3658
川西町	住民保険課	0745-44-2611
三宅町	住民福祉課	0745-44-3073
田原本町	防災課	0744-34-2059
高取町	住民課	0744-52-3334
明日香村	くらし窓口課	0744-54-2282
上牧町	建設環境課	0745-76-2504
王寺町	住民課	0745-73-2001
広陵町	環境政策課	0745-55-1001
河合町	環境対策課	0745-32-0706
吉野町	環境対策室	0746-32-9024
大淀町	環境整備課	0747-52-5501
下市町	生活環境課	0747-52-5901

上記以外の村は

奈良県 景観・環境総合センター
桜井市栗殿1000番地 電話番号：0744-47-3790

奈良県 環境森林部 水・大気環境課 生活環境係
0742-27-8734（ダイヤルイン）